

石綿（アスベスト）含有珪藻土バスマットなどの廃棄について

厚生労働省などから、一部の珪藻土バスマットやコースターなどの製品に基準値を超える石綿（アスベスト）が含まれていることが発表されました。

対象製品はごみとして出さずに、販売店やメーカーに回収を依頼してください。

（調査中の製品をお持ちの方は、調査結果が出るまでお待ちください）

※以下のリンクよりお持ちの製品が対象になっているかご確認ください。

令和2年11月以降に判明した石綿を含む家庭用品に関連した厚生労働省の報道発表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/press.html>

対象製品をお持ちの方へ

- 対象製品に関する相談等については、購入元にご確認ください。
- バスマットやコースターを通常の使い方を使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありませんが、削ったり割ったりした場合には飛散するおそれがありますので、削ったり割ったりしないようにお願いします。
- もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収まで保管してください。
- メーカー等が回収しますので、ごみ等で廃棄したり、メーカー指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。

【お問い合わせ】

名 称	電話番号	受付時間
株式会社堀木工所	0120-001-937	—
株式会社カインズ	0120-659-337	—
株式会社ニトリホールディングス	0120-209-993	10:00~20:00
不二貿易株式会社	0120-115-668	9:00~17:00（土日祝日を除く）
株式会社ワッツ	06-4792-3281	9:00~17:00
エイベクト株式会社	0859-21-4367	—
厚生労働省	03-6812-7808	平日：08:30~18:15 休日：10:00~17:00（当分の間）